

千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 のご案内(令和6年度)

住宅用設備 版

千葉市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する市民の方（法人を除く）に、補助金を交付します。

申請される方は、千葉市補助金等交付規則及び千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱をご確認ください。なお、本補助金は**事後申請**となりますのでご注意ください。

補助対象設備

設備名	対象住宅	受付期間
太陽光発電システム	既築のみ	<申請受付期間> 令和6年5月1日（水）～ 予算上限に達するまで （なお、予算上限に達しない場合は 令和7年1月31日（金）まで） （受付時間：9:00～17:00） （土・日・祝日、年末年始を除く）
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	新築 ・ 建売 ・ 既築	
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		
定置用リチウムイオン蓄電システム		
窓の断熱改修	既築のみ	

次の設備も、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の対象です。それぞれ別のパンフレットを用意していますので、ご覧ください。

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、V2H充放電設備
→「次世代自動車 版」をご覧ください。

集合住宅向け電気自動車充電設備、住民の合意形成のための資料作成
→「集合住宅 版」をご覧ください。

令和5年度からの主な変更点

◆全体について

- ・太陽熱利用システムに係る補助事業を廃止しました。
- ・申請書に、「ZEHの種類をチェックする欄」を追加しました。

◆太陽光発電システム

- ・補助単価と上限額を変更しました。

◆窓の断熱改修

- ・対象として、居室以外（浴室、階段等）の窓を追加しました。
- ・提出書類に、「国その他の団体からの補助金充当額を証する書類」を追加しました。

！！注意点！！

- ・各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。なお、書類を訂正する場合は「各書類の記入及び提出時における注意点」を参照し、適切に訂正をお願いします。
- ・交付申請書兼実績報告書の審査を開始する日は、千葉市に書類を提出した日ではなく、**提出書類に不備・不足等がないことを市が確認した日付**になりますので、余裕をもって書類を提出してください（交付決定兼額確定通知書は、交付申請書類を市が受けた後、約8週間で発送します）。
- ・交付申請書兼実績報告書一式は、**原則、引渡し完了日から2か月以内**にご提出ください。
- ・リースにより設備を導入した場合は、リース会社との連名申請となり提出書類が異なりますのでご注意ください。

<受付方法>

受付は**先着順**で行います。**最新の募集状況は、市のホームページをご覧ください。**

【URL】

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/renewable-energy-hojo.html>

〈補助金事業の概要〉

1 補助金の額

設備名（※1）	補助金の額（※2）
太陽光発電システム	【算定式】 $1.5\text{万円} \times \text{太陽電池モジュールの最大出力値}$ （単位：kW、小数点以下第3位を四捨五入）（千円未満切捨て） ただし、最大出力値が4.0kWを超えるものにあつては、4.0kWを最大出力値とし、補助金額は6万円を上限とします。
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	10万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	7万円
窓の断熱改修	補助対象経費の1/4（千円未満切捨て）（上限8万円）

※1 複数の設備について補助金の申請をすることが可能です。また、「次世代自動車 版」に記載されている設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、V2H充放電設備）についても同時申請することが可能です。

例：太陽光発電システムと電気自動車およびV2H充放電設備を申請する。

※2 経費（税抜）から国等の補助金相当額を引いた金額がこの欄に記載の金額より少ない場合は、その額が補助金額の上限となります。

2 申請要件

補助金を受けようとする方は、申請する設備に応じて次の要件を全て満たしている必要があります。

（1）全設備共通

ア 申請者が設備の導入費用を負担して設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）による購入およびリースによる導入（ZEHを除く）を含む）。

※「領収書」の宛名に申請者が含まれていることが必要です。

イ 設備を導入した住宅に、申請者が居住していること。

※居住とは、本市の住民基本台帳に記録されていることであり、住民情報照会又は住民票により確認します。

ウ 市に納付すべき税（延滞金を含む）の滞納がないこと。

※市の納税状況照会により確認します（申請書において同意が必要です。）。

エ 第三者が所有している住宅の場合は、すべての所有者から同意を得ていること。

※申請書に申請者以外の全所有者の自署が必要です。

オ 当該住宅において、過去に同一の「設備名」に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

※補助金の交付を受けた者と別の世帯を構成する者が設備を設置する場合は除く。

カ 各設備が6ページに記載の「適合すべき設備の仕様」に適合していること。

- キ 共同住宅（賃貸住宅を除く）の場合は、設備を自らの専有部分の用に供し、かつ、設備の設置箇所の使用について当該共同住宅の管理組合の総会の議決又は全ての区分所有者の同意を得ること。
- ク 設備が未使用品であること。
- ケ リースにより導入する場合は、設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること（リース契約は、リース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後、設備を導入した者が設備を購入する契約となっていること）。

(2) 太陽光発電システム

- ア 設備の設置工事に着工する前日までに申請者がその住宅に居住していること。
- イ 設備の設置工事の開始日及び完了日が令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間であること。
- ウ 申請日までに、次のいずれかの設備が設置されていること。
 - ・定置用リチウムイオン蓄電システム
6ページに記載の「適合すべき設備の仕様」に適合していること。
 - ・V2H 充放電設備
電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できるものであること。
- エ 千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により設備を購入していないこと。

(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

- 住宅の引渡日（新築・建売住宅）または工事の完了日（既築住宅の改修）が令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間であること。

(4) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- 設備の設置工事の開始日及び完了日が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間であること（新築・建売住宅の場合は、同期間の間に引渡しを受けること。）。

(5) 定置用リチウムイオン蓄電システム

- ア 設備の設置工事の開始日及び完了日が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間であること（新築・建売住宅の場合は、同期間の間に引渡しを受けること。）。
- イ 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
※ポータブル型リチウムイオン蓄電池は補助の対象外です。

(6) 窓の断熱改修

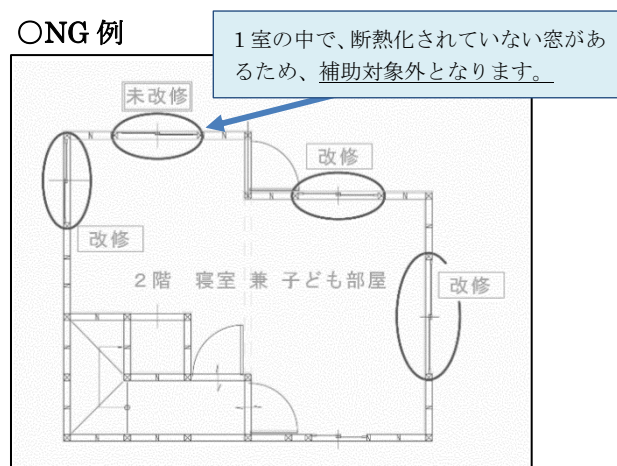
- ア 窓の改修工事に着工する前日までに申請者がその住宅に居住していること。
- イ 改修工事の開始日及び完了日が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間であること。
- ウ 1室単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。
補助対象の例：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋
キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められません。

※「改修」とは、建物自体は壊さずに行う修理であり、改築・新設は補助対象外になります。壁を壊して窓のサイズを変えることは改修となりませんのでご注意ください。

※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下等が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。

○NG例



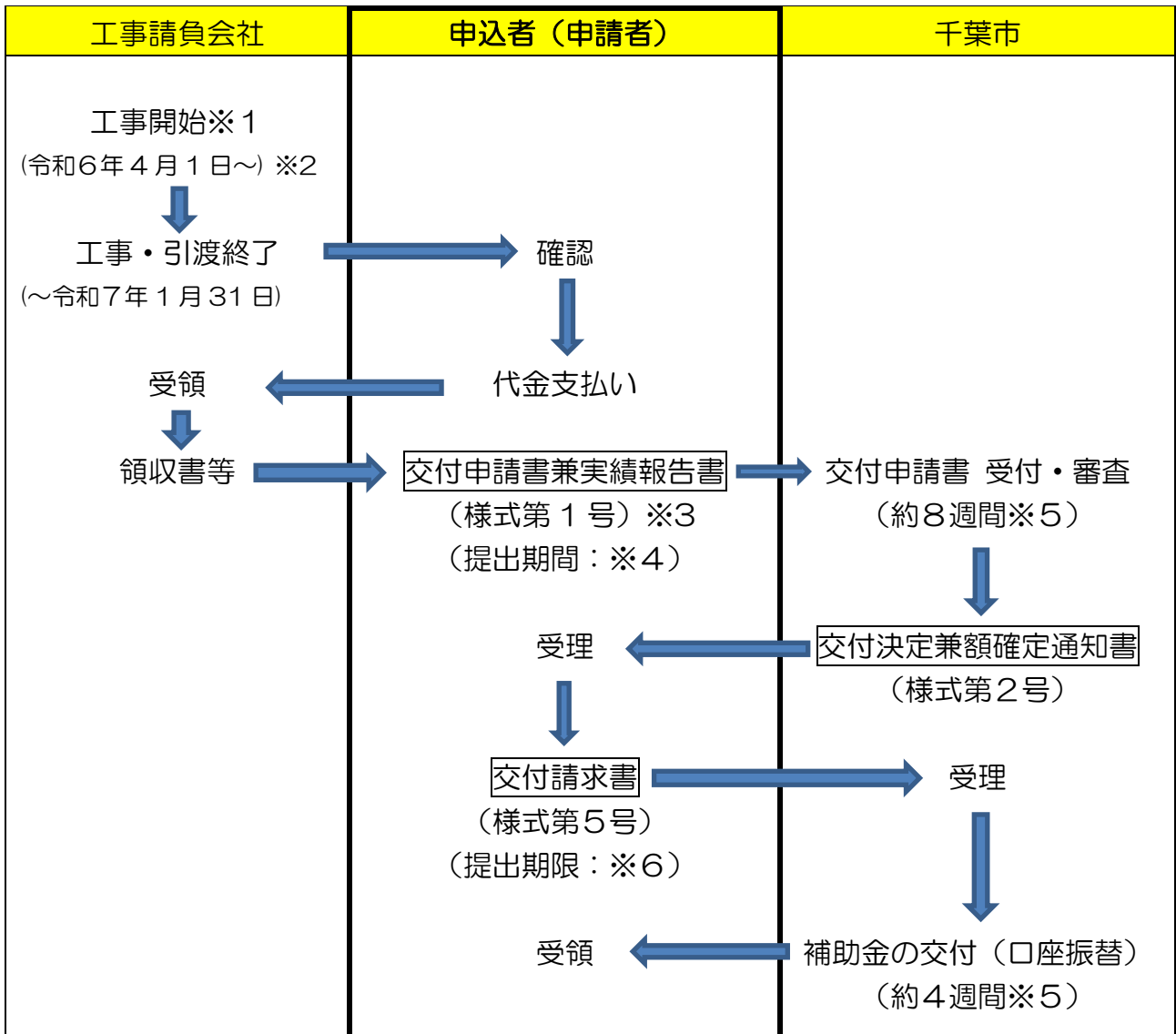
適合すべき設備の仕様

設備名	設備の仕様
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもののうち、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(3) 設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	<p>外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、ZEHの定義(改定版)＜戸建住宅＞(平成31年2月資源エネルギー庁)における「ZEHの定義」(Nearly ZEH及びZEH Orientedを除く。)を満たし、BELSにより「ZEH」であることが示されていること。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること</p>
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（※国の補助制度「子育てエコホーム支援事業」のみの補助対象製品は対象外です。）又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接するすべての窓を断熱化すること。</p>

補助対象経費

設備名	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	国の補助金の補助対象設備の要件を満たす高断熱外皮（既築住宅において行う窓の断熱改修を除く。）、空調設備、給湯設備（強制循環式の太陽熱利用システム及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）を除く。）及び換気設備の設置費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は補助対象経費に含まない。

3 補助金交付の流れ



※1 太陽光発電システムと窓の断熱改修の申請に当たっては、設備設置前の現況写真が必要ですので、工事の開始前に写真撮影してください。

※2 太陽光発電システム（設備の設置工事の着手日）および ZEH（住宅引渡日または工事完了日）については令和6年2月1日以降

※3 リースによる導入の場合は様式第1号の2および別紙

※4 交付申請書兼実績報告書の提出期間

令和6年5月1日（水）～予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和7年1月31日（金）まで）（受付時間：9:00～17:00）

（土・日・祝日・年末年始を除く。）

引渡しから2か月以内の申請を原則とします。

※5 受付・審査・交付に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。

※6 請求書の提出期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください（おおよそ、通知書の送付日から2週間後を目安としています）。なお、最終的な提出期限は令和7年3月10日（月）です。

4 補助金の交付申請

(1) 申請期間

令和6年5月1日(水)～予算上限に達するまで(なお、予算上限に達しない場合は令和7年1月31日(金)まで) <受付時間：9:00～17:00>
(土・日・祝日、年末年始を除く)

原則、設備の引渡し後、2か月以内に申請してください。
先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子申請(上記期日までに必着)
※電子申請にあたっては、公的個人認証による電子署名が必要です。

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書類を受理した後、約8週間で市から「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。
なお、交付申請書類受付後に、市の職員が現地調査を行う場合があります。その際、申請者へ事前にお知らせせず、敷地外から建物等の確認・写真撮影を行う場合がありますので、ご了承下さい。
※敷地内へ立入が必要な場合は、事前にご連絡した上で伺います。

交付決定兼額確定通知書を受け取った後は速やかに5 補助金の交付請求の手続きをお願いします。

《注意》 交付申請前に必ずご確認ください

申請書類に不足がある場合、原則、書類を受理することができません。次頁以降の「(5) 提出書類」を熟読のうえ、必要な書類を揃えた上で提出してください。

また、近年、申請書類の不備や誤記により、補助金の交付決定まで時間を要するケースが増えています。申請書類に誤りがないか、提出前に再度ご確認ください。

なお、自署する書類(※)について、以下の対応を行うことにより書類の訂正対応がスムーズになりますので、利用をご検討ください。

- ・書類の上段に捺印する。
- ・自署欄の脇に押印する。

The diagram shows a form titled '千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書' (Form No. 1). Two red circles with the character '千葉' (Chiba) are placed on the form. One circle is on the top right, and the other is on the right side next to the '氏名(自署)' (Name) field. Blue arrows point from the text box on the left to these two circles, indicating where to place stamps.

※自署する書類

① 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

※上記対応を行った場合でも、補助金交付申請額に係る訂正はできませんので、当該欄で不備や誤記があった場合は改めて書類を提出する必要があります。


(5) 提出書類

ア 太陽光発電システム

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号) ※リースの場合は様式第1号の2 および別紙	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※発行から3か月以内		○
4	設備の導入費用が記載された工事請負契約書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの(収入印紙の貼付が不要な書類を除く)。 ※申請者氏名が記載されていることが必要です。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書(コピー)	○	○
5	設備の導入費用に係る領収書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに「但し太陽光発電設備代として」又は「太陽光発電設備代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。	○	
6	設備の購入費・工事費が確認できる書類(領収書のコピー等) ※リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できるもの。 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書き等で申請設備の購入費であることがわかることが必要です。 ※但し書きに「太陽光発電システム設置工事費」等の補助対象設備の工事に係る領収書と確認できる旨を記載してください。		○
7	設備導入費用に係る領収内訳書(原本) (HPから書式をダウンロードして作成してください) ※費用等の内訳を記載したものををご用意ください(領収書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください)。 ※原則として領収書の発行元の所在・名称・印鑑と同一でないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。	○	○
8	導入設備概要書(HPから書式をダウンロードして作成してください)	○	○
9	設備の仕様(型番)が確認できる書類(コピー) (カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など)	○	○
10	設備の配置図(太陽光モジュールの配置図) ※写真と比較できるように、設置する屋根面に付番してください。	○	○
11	①設備設置前の写真(住宅全景) ※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。(以下同様) ※住宅の全景が写されているもの。 ※足場が設置されておらず、作業員や工具等が写っていないこと。	○	○

	<p>※住宅全景写真が撮影できない場合は、検査済証（コピー）や、建築台帳記載事項証明書を提出してください。ただし、令和6年1月1日時点で建築済みの住宅の場合は、納税通知書（コピー）や、固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）でも可とします。</p> <p>※写真の撮影方法の詳細は、「書類作成時の注意事項」をご確認ください。 （以下同様）</p>																															
	<p>②設備設置前の写真（屋根面）</p> <p>※「設備設置後の写真」との比較が容易にできるように、設備設置の前後ともに同じアングルから撮影してください。</p> <p>※「設備の配置図」と比較できるように、写真の余白などに付番してください。</p>	○	○																													
12	<p>太陽光発電システムと併設する機器（定置用リチウムイオン蓄電システム 又は V2H 充放電設備）の型番を確認することができる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置状況の写真（設置状況及び銘板） ・保証書のコピー（併設機器が記載されているもの） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書。併設機器が記載されているもの） ※出荷日が記載されていないものや宛先が申請者でないものは不可 	○	○																													
13	<p>①設備設置後の写真（屋根面・設備設置状況・銘板等）</p> <p>※「設備設置前の写真」との比較が容易にできるように同じアングルで撮影してください。</p> <p>※屋根面の写真は、配置図と比較できるように付番してください。</p> <p>※<u>足場がとれており、作業員や工具等が写っていないことで、設置工事の完了を確認します。</u></p> <p>※撮影写真から補助対象機器の銘板の記載内容が確認できないケースが多くなっています。必ず記載内容が確認できる書類を添付してください。</p> <p>【参考】撮影必須写真</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置設備</th> <th>施工前</th> <th>施工後</th> <th>銘板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">住宅全景</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋根面</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">パワーコンディショナー</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併設機器 (どちらか)</td> <td>①蓄電池</td> <td>ユニット本体</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②V2H</td> <td>本体</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設置設備		施工前	施工後	銘板	住宅全景		○			屋根面		○	○		パワーコンディショナー			○	○	併設機器 (どちらか)	①蓄電池	ユニット本体	○	○	②V2H	本体	○	○	○	○
設置設備		施工前	施工後	銘板																												
住宅全景		○																														
屋根面		○	○																													
パワーコンディショナー			○	○																												
併設機器 (どちらか)	①蓄電池	ユニット本体	○	○																												
	②V2H	本体	○	○																												
14	<p>補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証書のコピー（モジュール、パワーコンディショナーが記載されているもの） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書も可。モジュール、パワーコンディショナーが記載されているもの） ※出荷日が記載されていないものや宛先が申請者でないものは不可 ・「出力対比表」または「検査成績書（検査日が記載されていないものは不可）」、 	○	○																													
15	<p>その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）</p>	○	○																													

イ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

No.	提出書類
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可
3	<p>設備の導入費用が記載された工事請負契約書又は建物の売買契約書（建売住宅の場合）のコピー</p> <p>※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの（収入印紙の貼付が不要な書類を除く）。 ※申請者氏名が記載されていることが必要です。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。</p>
4	<p>領収書（コピー）又は領収証明書（原本）</p> <p>※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※領収書を提出する場合は、補助対象住宅を購入又は改修した旨の但し書きを記載してください。 ※契約書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください。</p>
5	<p>設備導入費用に係る領収内訳書（原本）</p> <p>（HPから書式をダウンロードして作成してください） ※費用等の内訳を記載したものをご用意ください（領収書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください）。 ※原則として領収書の発行元の所在・名称・印鑑と同一でないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。</p>
6	<p>BELS評価書の全ページの写し</p> <p>※評価書の特記事項に『ZEH』であること及び『基準一次エネルギー消費量からの削減率』が記載されているものであること。</p>
7	<p>補助事業の完了状況が確認できる写真（完成した住宅の全景写真）</p> <p>※足場がとれており、作業員や工具等が写っていないことで、事業の完了を確認します。 例)</p> 

8	<p>太陽光発電設備が設置されていることを証明する以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在契約中の売電明細（発電元太陽光、住所の記載がある）のコピー又は電力受給契約変更申込書（東京電力の受付印があるもの）のコピー ・ 接続契約のご案内（コピー） ・ 保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー（対象設備型式の記載がないものは不可。） ・ 特定契約を締結したことが分かる書類 ・ 太陽電池モジュールが写っている住宅全景及び屋根面の写真 <p>※国 ZEH 補助金を受けている場合は、国 ZEH 補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書及び額確定通知書（コピー）も可とします。</p>
9	<p>その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）</p>

ウ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号) ※リースの場合は様式第1号の2 および別紙	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※発行から3か月以内		○
4	設備の導入費用が記載された工事請負契約書(コピー) (新築住宅の場合は建物の工事契約書(コピー)、建売住宅の場合は建物の売買契約書(コピー)) ※設備の導入が分かる部分(コピー)も添付してください。 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの(収入印紙の貼付が不要な書類を除く)。 ※申請者氏名が記載されていることが必要です。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書(コピー)	○	○
5	設備の導入費用に係る領収書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに「但し家庭用燃料電池システム代として」又は「家庭用燃料電池システム代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。	○	
6	設備の購入費・工事費が確認できる書類(領収書のコピー等) ※リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できるもの。 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書き等で申請設備の購入費であることがわかることが必要です。 ※但し書きに「家庭用燃料電池システム設置工事費」等の補助対象設備の工事に係る領収書と確認できる旨を記載してください。		○
7	設備導入費用に係る領収内訳書(原本) (HPから書式をダウンロードして作成してください) ※費用等の内訳を記載したものををご用意ください(領収書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください)。 ※原則として領収書の発行元の所在・名称・印鑑と同一でないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。	○	○
8	導入設備概要書(HPに掲載している書式をダウンロードして作成してください)	○	○
9	設備の仕様(型番)が確認できる書類(コピー) (カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など)	○	○

10	<p>設備設置後の写真（設置状況及び銘板）</p> <p>※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。</p> <p>※足場がとれており、作業員や工具等が写っていないことで、設置工事の完了を確認します。</p> <p>※撮影写真から補助対象機器の銘板の記載内容が確認できないケースが多くなっています。必ず記載内容が確認できる書類を添付してください。</p> <p>※写真の撮影方法の詳細は、「書類作成時の注意事項」をご確認ください。</p> <p>【参考】撮影必須写真</p> <table border="1" data-bbox="284 521 1214 723"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置設備</th> <th>施工前</th> <th>施工後</th> <th>銘板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">エネファーム</td> <td>ユニット本体</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構成機器</td> <td>燃料電池ユニット</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>貯湯ユニット</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>ユニット本体</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設置設備		施工前	施工後	銘板	エネファーム	ユニット本体		○		構成機器	燃料電池ユニット		○	貯湯ユニット			○	蓄電池	ユニット本体		○	○	○	○
設置設備		施工前	施工後	銘板																						
エネファーム	ユニット本体		○																							
	構成機器	燃料電池ユニット		○																						
		貯湯ユニット			○																					
蓄電池	ユニット本体		○	○																						
11	<p>設置する設備が「定置用リチウムイオン蓄電システム」の場合</p> <p>住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する以下のいずれかの書類</p> <p>※申請者の住所等が確認できるものをご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在契約中の売電明細（発電元太陽光、住所の記載がある）のコピー又は電力受給契約変更申込書（東京電力の受付印があるもの）のコピー ・接続契約のご案内（コピー） ・保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー（対象設備型式の記載がないものは不可。） ・特定契約を締結したことが分かる書類 ・太陽電池モジュールが写っている住宅全景及び屋根面の写真 	○	○																							
12	<p>補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証書のコピー（補助対象設備が確認できるもの） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書も可。補助対象設備が記載されているもの） ※出荷日が記載されていないものや宛先が申請者でないものは不可 	○	○																							
13	<p>その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）</p>	○	○																							

Ⅰ 窓の断熱改修

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号) ※リースの場合は様式第1号の2 および別紙	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※発行から3か月以内		○
4	設備の導入費用が記載された工事請負契約書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの(収入印紙の貼付が不要な書類を除く)。 ※申請者氏名が記載されていることが必要です。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書の写し	○	○
5	設備の導入費用に係る領収書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに「但し窓の断熱改修代として」又は「窓の断熱改修代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。	○	
6	設備の購入費・工事費が確認できる書類(領収書のコピー等) ※リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できるもの。 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書き等で申請設備の購入費であることがわかることが必要です。 ※但し書きに「窓の断熱改修工事費」等の補助対象設備の工事に係る領収書と確認できる旨を記載してください。		○
7	設備導入費用に係る領収内訳書(原本) (HPから書式をダウンロードして作成してください) ※費用等の内訳を記載したものをご用意ください(領収書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください)。 ※領収書の発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。	○	○
8	「断熱窓が明示された配置図」及び「断熱窓の仕様」 ※HPから書式をダウンロードして作成してください ※書類作成方法は、「各書類の記入例」をご確認ください。 ※「断熱窓の仕様」については、先進的窓リノベ事業対象の性能証明書(配置図のとおり付番したもの)の提出により省略できます。	○	○
9	設備の仕様が確認できる書類(コピー) (カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など) ※「設備の仕様が確認できる書類」については、先進的窓リノベ事業対象の性能証明書(配置図のとおり付番したもの)の提出により省略できます。	○	○

10	①断熱窓改修前の写真（住宅全景） ※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。（以下同様） ※建築工事が完了した住宅の全景が写されているもの。 <u>※足場が設置されておらず、作業員や工具等が写っていないこと。</u> ※住宅全景写真が撮影できない場合は、検査済証（コピー）や建築台帳記載事項証明書を提出してください。ただし、令和6年1月1日時点で建築済みの住宅の場合は、納税通知書（コピー）や固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）でも可とします。 <u>※写真の撮影方法の詳細は、「書類作成時の注意事項」をご確認ください。（以下同様）</u>	○	○
	②断熱窓改修前の写真（窓の状況） ※「断熱窓改修後の写真」との比較が容易にできるように、改修前後ともに同じアングルから撮影してください。 ※「断熱窓が明示された配置図」及び「断熱窓の仕様」配置図と比較できるように、写真の余白などに付番してください。	○	○
11	断熱窓改修後の写真（窓の状況） <u>※足場がとれており、作業員や工具等が写っていないことで、設置工事の完了を確認します。</u> ※「断熱窓改修前の写真」との比較が容易にできるように、改修前後ともに同じアングルから撮影してください。 ※「断熱窓が明示された配置図」及び「断熱窓の仕様」配置図と比較できるように、写真の余白などに付番してください。 <u>※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、設置が完了していることが分かるような写真も撮影してください。</u> 例：工事作業中の写真、新しいガラスであることを示すシールが貼られた写真	○	○
12	補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類 ・保証書のコピー（補助対象設備が確認できるもの。） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書も可。補助対象設備が記載されているもの。） ※出荷日が記載されていないものや、宛先が申請者でないものは不可。 ・メーカーが発行する製品の性能を証明する書類	○	○
13	国補助を受けている場合は以下の書類 ・国その他の団体からの補助金充当額を証する書類	○	○
14	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）	○	○

5 補助金の交付請求

(1) 申請期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください。(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を目安としています)

※請求書の最終提出期限は令和7年3月10日(月)です。最終提出期限を超えた場合は補助金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間(さらに期間を要する場合があります)で市から口座振替にて補助金の交付を行います。なお、振込完了通知は行っておりません。

(5) 提出書類

1	千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(様式第5号)
2	振込依頼書

6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供する等のことを指します。

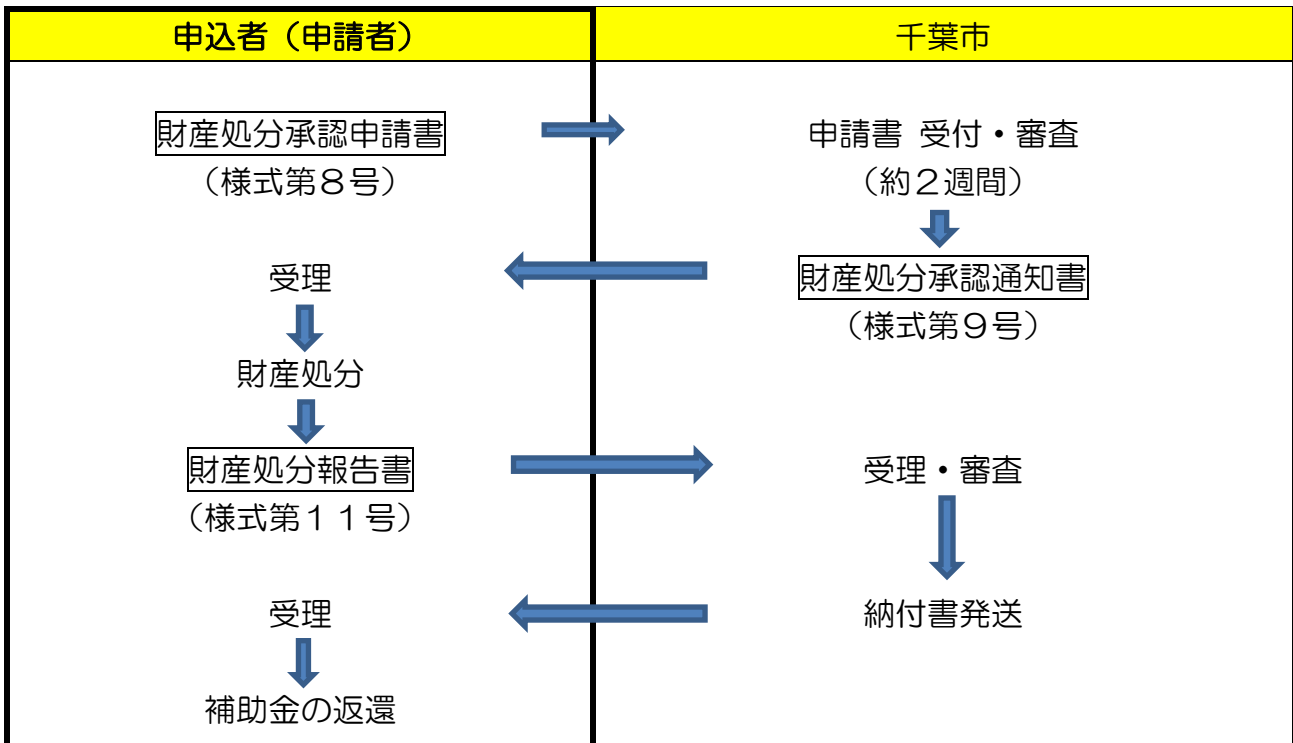
対象	処分制限期間
太陽光発電システム	17年
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	6年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

財産処分の流れ

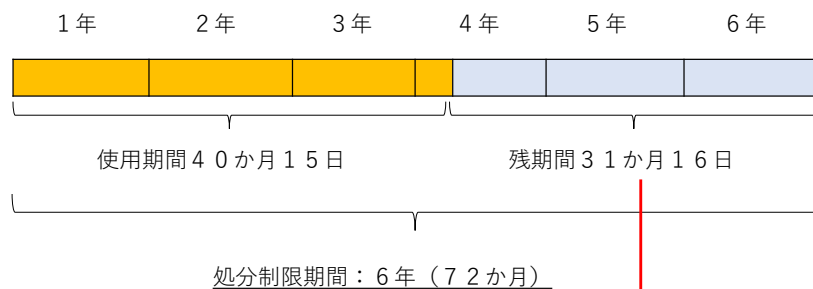


■ 返還金額について

- ・返還金額は、補助対象設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額（千円未満切り捨て）となります。
- ・財産処分制限期間の算定起算日は、工事完了日または住宅の引き渡し日となります。

【返還金額算出例】

定置用リチウムイオン蓄電システムを40か月15日使用した後に、処分しようとする場合



【返還金額算出方法】

$$\text{返還金額} = 70,000\text{円 (補助金額)} \times \frac{31\text{か月}}{72\text{か月 (残期間の割合)}} = 30,000\text{円 (返還金額)}$$

※残期間の1か月未満は切り捨て

※千円未満の端数は切り捨て

7 注意事項

- (1) 近年、太陽光発電設備の設置による反射光などによる苦情やご意見が増えておりますので、施工業者とご相談の上、周辺環境への影響について十分な配慮をお願いします。
- (2) 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。なお書類を訂正する場合は、「各書類の記入例」及び「書類作成時の注意事項」をご確認の上、処理をお願いします。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (3) 各提出書類の押印は、全て同一の印を使用してください。
- (4) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。なお、確認事項の内容によっては、手続代行者にではなく、申請者本人に市から直接連絡をとる場合がありますので、ご理解ください。
- (5) (4)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または行政書士法人に限定されますので、ご注意ください。
- (6) リースにより設備を導入した場合、連名での申請となり、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書はリース事業者に送付しますので、連絡調整を緊密に行ってください。
- (7) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不足や不備により書類が受け付けられないことによる損害等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (8) 本パンフレットと併せて、「各書類の記入例」及び「書類作成時の注意事項」を必ずご確認ください。
- (9) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。
- (10) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市 環境局 環境保全部 脱炭素推進課（企画班）

（受付：平日 9：00 ～ 17：00）

電話 043-245-5185

E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp